

京 都 大 学 附 属 図 書 館 利 用 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(図書館資料)</p> <p>第2条 図書館に、次の図書その他の資料(以下「図書館資料」という。)を置く。</p> <p>(1) 貴重図書</p> <p>(2) 普通図書</p> <p>(3) 参考図書</p> <p>(4) 逐次刊行物</p> <p><u>(5) その他の資料</u></p> <p>(利用者)</p> <p>第3条 図書館を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 本学の名誉教授</p> <p>(2) 本学の教職員</p> <p>(3) 本学の学生</p> <p>(4) その他図書館資料の閲覧、検索、複写等を希望する者</p> <p>(中 略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 図書館本館(以下「本館」という。)の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (休館日)</p> <p>第7条 本館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p><u>(2) 本学創立記念日(6月18日)</u></p> <p><u>(3) 4月1日から4月5日まで</u></p> <p><u>(4) 12月25日から翌年1月5日まで</u></p> <p><u>(5) 夏季休業及び冬季休業期間中の土曜日及び日曜日</u></p> <p><u>(6) 毎月末日(末日が土曜日に当たるときは、その翌々日、末日が日曜日に当たるときは、その翌日)</u></p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p>	<p>(図書館資料)</p> <p>第2条 図書館に、次の図書その他の資料(以下「図書館資料」という。)を置く。</p> <p>(1) 貴重図書</p> <p>(2) 普通図書</p> <p>(3) 参考図書</p> <p>(4) 逐次刊行物</p> <p><u>(5) 視聴覚資料</u></p> <p><u>(6) その他の資料</u></p> <p>(利用者)</p> <p>第3条 図書館を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 本学の名誉教授</p> <p>(2) 本学の役員及び職員</p> <p>(3) 本学の学生</p> <p>(4) その他図書館資料の閲覧、検索、複写等を希望する者</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 図書館本館(以下「本館」という。)の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) 土曜日、日曜日、<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び創立記念日(6月18日)</u> 午前10時から午後5時まで</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (休館日)</p> <p>第7条 本館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 4月1日から4月3日まで</u></p> <p><u>(2) 京都大学通則(昭和28年達示第3号)第3条に規定する冬季休業の期間</u></p> <p><u>(3) 毎月末日(末日が土曜日に当たるときは、その前日、末日が日曜日に当たるときは、その前々日)。ただし、1月、2月、7月及び8月を除く。</u></p> <p><u>(4) 2月及び8月のうち、それぞれ館長が定める日</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(貸出しない図書館資料)</p> <p>第13条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。</p> <p>(1) 貴重図書</p> <p>(2) 参考図書</p> <p><u>(3) その他館長又は分館長が特に指定したもの</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(入庫検索)</p> <p>第18条 <u>本学の名誉教授、教職員、大学院学生及びその他館長又は分館長が特に認めた者は、</u>所定の手続を経て、書庫内の図書館資料を検索することができる。</p> <p>(入庫検索時間)</p> <p>第19条 本館の入庫検索の時間は、<u>月曜日から金曜日までは午前9時から午後9時まで、土曜日及び日曜日は午前10時から午後4時までとする。</u>ただし、必要に応じて、本館の入庫検索時間を短縮し、又は本館の入庫検索を休止することがある。</p> <p>2 分館入庫検索の時間は、別に定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(相互利用)</p> <p>第22条 利用者が他の大学等学外諸機関(外国の大学等を含む。)の所蔵する図書館資料の利用を希望するときは、図書館に依頼することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(貸出しない図書館資料)</p> <p>第13条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。</p> <p>(1) 貴重図書</p> <p>(2) 参考図書</p> <p><u>(3) 視聴覚資料</u></p> <p><u>(4) その他館長又は分館長が特に指定したもの</u></p> <p>(入庫検索)</p> <p>第18条 <u>第3条第1号から第3号までに掲げる者及びその他館長又は分館長が特に認めた者は、</u>所定の手続を経て、書庫内の図書館資料を検索することができる。</p> <p>(入庫検索時間)</p> <p>第19条 本館の入庫検索の時間は、<u>第6条第1項第1号に掲げる開館時間の日にあつては午前9時から午後9時まで、同項第2号に掲げる開館時間の日にあつては午前10時から午後4時までとする。</u>ただし、必要に応じて、本館の入庫検索時間を短縮し、又は本館の入庫検索を休止することがある。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(相互利用)</p> <p>第22条 <u>第3条第1号から第3号までに掲げる者が他の大学等学外諸機関(外国の大学等を含む。)</u>の所蔵する図書館資料の利用を希望するときは、図書館に依頼することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年7月31日から施行する。</p>